

# 学園東地域福祉センター休館日・閉館時利用について

学園東町ふれあいのまちづくり協議会  
施設管理部長

学園東地域福祉センター（以下「センター」という）は神戸市から「学園東町ふれあいのまちづくり協議会」（以下「協議会」という）が運用・管理委託を受けている建物であり、協議会の施設管理部が建物、設備、備品、消耗品の管理及び防火管理の責任を担っています。

センターの開館日及び開館時間内の管理は、施設管理部長が当番ボランティア（以下「当番者」という）に委嘱し管理・維持をしています。

当番者が居ない休館日や時間外の利用は原則禁止にしていますが、止むを得ず、センター施設利用に精通した協議会関連団体（連合自治会・各団地自治会、管理組合を含む）が休館日及び閉館時利用する場合に限り、臨時に当番者を置いて利用可とします。（諸事情により当番者が入れない場合利用出来ません。）

## ※利用必須事項

利用責任者は、利用3日前までに来館又は電話で申し込み、利用当日までにセンターの開館時間内にセンター事務所を訪問し、当該書類と利用チェックシートを受け取り内容を確認し、入館・利用退館時にチェック項目に沿って確実に点検・実施し、チェック結果を当番者に提出する。

**注意：休館日・時間外利用の際には、事務室・台所への入室は当番者の許可を得てください。**

切 り 取 り 線

## 休館日・開館時間外の利用申込用紙

利用団体名：		利用部屋：	
利用責任者署名：		連絡先：	
利用日：	利用時間：                   ：                   ～                   ：                   迄		
利用人数	使用テーブル数	使用椅子数	設備貸出し品
（    ）人	（    ）個	（    ）脚	（                    ）
その他設備貸出し品			

